

昭和金融恐慌と緊急勅令

宮地, 英敏
九州大学附属図書館付設記録資料館 : 准教授

西尾, 典子
田川市石炭・歴史博物館附属研究所 : 研究員

<https://doi.org/10.15017/2348694>

出版情報 : 経済学研究. 86 (2/3), pp.73-98, 2019-09-20. 九州大学経済学会
バージョン :
権利関係 :

昭和金融恐慌と緊急勅令

宮 地 英 敏
西 尾 典 子

1. はじめに

1927（昭和2）年4月17日に台湾銀行救済緊急勅令案が枢密院で否決され、第1次若槻礼次郎内閣は総辞職した。4月20日に田中義一内閣が組閣されると、翌々日には支払猶予令（モラトリアム）の緊急勅令案が枢密院で可決されている。昭和が始まってからわずか4ヶ月にして発生した大騒動は、この5日間での枢密院の真逆の採決によって着着をみせた。

第1次若槻礼次郎内閣で緊急勅令案を否決した枢密院が、何故に田中義一内閣では緊急勅令案を可決したのかという論点を巡っては、様々な議論が繰り返されてきた。この論点に先鞭をつけた伊藤隆（1969、pp.362-364）は、当時まだ研究者が着目しはじめたばかりの資料であった『松本剛吉日記』の記述などに依拠しながら、第1次若槻礼次郎内閣が憲政党内閣であったのに対して、枢密院副議長であった平沼騏一郎が立憲政友会に近づいて倒閣を行ったためという視角（平沼犯人説）を打ち出している。また松尾尊兌（1976、p.92）では、平沼騏一郎個人に限定せず、政友会と結んだ枢密院による陰謀という位置付けを与えている¹⁾。金原左門（1981、pp.133-134）ではさらに倒閣の担い手が広範囲になり、内閣は政友会・枢密院・貴族院などの「特権機構の手によってつき崩された」とまで指摘されるのである。

このような政党と結び付いた枢密院の個人または複数人による政争という視角に対して、枢密院の機能に着目したのは増田知子であった。増田知子（1984、pp.146-148）では、枢密院に対して否定的であった美濃部達吉でさえも認めざるを得なかった、内閣への監督機関としての枢密院の機能について焦点を当てている。第1次若槻礼次郎内閣が直前の国会で行なった対応の失敗を緊急勅令で補おうとしたために、枢密院はそれを認めず、モラトリアムの緊急勅令を促していた点を描き出した。ただし同時に、増田知子はこの論文で、モラトリアムの緊急勅令は明治憲法8条に基づく緊急勅令である点を重視し、明治憲法70条に基づく緊急勅令との違いについて注目しており²⁾、この分析視角はその後の政治史研究への分水嶺となったといえよう。

増田知子が描き出した枠組みに基づき、枢密院議長であった倉富勇三郎日記などを用いて実証をよ

1) 江口圭一（1989、p.166）などでも、同様の見解が述べられている。

2) 増田知子（1990）では、論文段階よりもよりモラトリアムの可能性が高かったように叙述されているが、基本的な路線は変わっていない。

り精緻化させたのが望月雅士（1996）である。望月論文では実証を精緻化させるのと同時に、伊東巳代治が特に緊急勅令否決に精力を傾けていたものの、それは倒閣を目的としたものではなかった点を強調している。同じく枢密院内部の温度差に焦点を当てたのが川上寿代（2001）であった。川上論文では、強硬論を述べる伊東巳代治に対して、何らかの対応を採るべきであるとする倉富勇三郎枢密院議長や他の委員達らの様々な議論を渉猟した。ただし望月論文・川上論文ともに、平沼騏一郎らの政治的な意図も勘案すべきであるとして、伊藤隆説との融合的な色合いも持ち合わせている。一方、明治憲法8条と70条の緊急勅令の違いに着目しつつ分析したのが小山俊樹（2012）である。小山論文は、明治憲法70条の財政的緊急勅令について、明治憲法8条の緊急勅令よりもより制限が厳しい緊急勅令であったとして、枢密院の果たした機能を具体的に明らかにしている。

昨今の啓蒙的な通史といえる河島真（2017）でも、政友会と枢密院との政治的な癒着を強調しており、憲法論と政治過程論の両面から本問題を位置づけている。伊藤隆や松尾尊兎の説もまた再起しているといえる。このあたりの解釈が、通説的な理解となっているといえよう。

上記のような政治史の研究動向に対して、経済史における研究動向はどうだったであろうか。中村政則（1982、p.64およびp.77）は、当時の政治史側の研究水準を踏まえつつ、「政府と枢密院との正面衝突という枢府はじまっていたらしいの息づまるような光景」をみせた、台湾銀行救済緊急勅令案の否決の動向について叙述した。そして田中義一内閣ではモラトリアム案が枢密院で可決されるが、この点については、「法律とはどのようにでも解釈でき、政治情勢いかんによっては、まったく逆の解釈が成り立つものだ」として、枢密院の態度の変化を説明している。つまり、与党が変わったから法案を通したという理解であり、緊急勅令案の中身が変わったことを重視しない。増田知子論文の登場以前の研究水準としては、致し方なかったであろう。

ところがこの中村政則以後、経済史側の研究動向は、政治史側の研究と対話をしなくなっていく。例えば、原朗（1987）では「預金取付の波はすべての一流銀行をも襲い、全国の銀行界は大混乱に陥った」ために田中義一内閣では緊急勅令が出されたと指摘する。また中村隆英（1993、p.82）は、田中義一内閣では「枢密院はあっさり緊急勅令を承認した」と述べるのみであるし、武田晴人（1992、p.273）は「事態の悪化の前で、枢密院は緊急勅令発布を手のひらをかえすようにあっさり認めた」と位置付けている。山崎廣明（2000、pp.40-41）でも、「事態をそのまま放置すれば取付がいつ終息するか予測できないばかりか、なお多数の破綻銀行が生ずるのは必至で、信用制度の基礎が破壊される恐れがあると考えられたので」田中義一内閣で緊急勅令が公布施行されたと述べる。

また金融史を専門とする研究者達の間でも、この時の状況に関する位置付けに大差はない。竹澤正武（1968、p.397）が「事態の悪化が続」いたために緊急勅令が公布されたと叙述しただけであるのを皮切りにして、伊牟田敏光（1980）では「宮内省金庫の十五銀行が休業するや、恐慌は全国に波及し」たために緊急勅令が公布されたと述べるし、石井寛治（2000、p.8）も日本銀行の調査報告を引用する形で、緊急勅令がなければ「取付けの全国的拡大と休業銀行の激増が避けられなかった」と紹介するのみである。以上のように、経済史からの緊急勅令に対する分析視角は、第1次若槻礼次郎内閣から田中義一内閣に変わったことを全く意識していないことが分かる。ましてや、その緊急勅令の内容が

変化した点についても重視してこなかったといえる。

このように研究史を鳥瞰してきた結果、次の点が欠落していることが分かる。まず、政治史の側においては、緊急勅令の法案審議をめぐる政治的対立や意見対立に着目をするものの、その議論が持っていた経済的な意味が十二分に理解されていなかった。単なる政争に問題を矮小化させていた初期の研究群はさて置くとし、増田知子以降の研究においても第1次若槻礼次郎内閣に対して枢密院がモラトリアムを出すように要求していた経済的側面を軽視してしまっている。確かに、明治憲法8条に基づく緊急勅令なのか、明治憲法70条に基づく財政的緊急勅令なのかという論点は、明治憲法体制を分析する上では重要な視角であるが、その背後にある法案の経済的な特性が捨象されてしまっているといえよう。

また経済史の側においては、過度に政治史側の論点へと踏み込まないように心掛けたことにより、単に恐慌の深刻化によってモラトリアムが緊急勅令として公布されたかのような記述となっている。加えて政治史側の研究動向については伊藤隆論文や松尾尊兌論文の水準に依拠している程度であり、5日間でなぜあっさりと枢密院が態度を変えたのかについての問題意識さえ抱いていない。

以上を踏まえ、本稿では第1次若槻礼次郎内閣期から田中義一内閣期への政権交代に際して直面した、枢密院における昭和金融恐慌をめぐる緊急勅令の問題について考察していくこととしたい。筆者らはかつて、海軍炭田をめぐる明治期の緊急勅令についての分析を試みたことがある（西尾・宮地、2015）。その際には、緊急勅令を錦の御旗として利用していた海軍や超然内閣の様子を歴史的な事象の内から抽出した。本稿が分析対象とするのは、大正・昭和期の政党内閣が取り組んだ軍事的な問題ではなく経済的な問題にまつわる緊急勅令である。その点も踏まえながら、緊急勅令の審議にあたった枢密院にも焦点をあてつつ、整理・分析していくこととしたい。「はじめに」から第4節までを宮地英敏が、第5節と「おわりに」を西尾典子が担当した。

2. 昭和金融恐慌の概要

まずは分析に先立って、先行研究や史資料に基づきながら昭和金融恐慌の概要について整理しておくこととしよう。1920（大正9）年に生じた反動恐慌以来の銀行の不良貸付けは、関東大震災を経て損失補償が認められた震災手形へと形を変えることで、第1次若槻礼次郎内閣期に至っても残存していた。つまりこの震災手形の多くが、実際には不良貸付けによる各銀行の不良資産に過ぎなかったため、震災手形の回収は容易には進んでいなかったのである（加藤、1957、p.253-258、竹澤、1968、p.389-393、山崎、2000、p.37-38など）。金解禁を重要政策と位置付けた第1次若槻礼次郎内閣では、1927（昭和2）年1月29日には第52回帝国議会に対して「震災手形損失補償公債法案」と「震災手形善後処理法案」の2法案を提出した（山崎、2000、p.38など）。

上記2法案の国会審議は難航した。震災手形の決済に努めた者が損をし、決済を怠った者が利益を受けるという視点から質疑が行なわれ、2法案によって利益を受ける受益者が誰かという点に焦点が当たってしまったためであった（加藤、1957、p.257、竹澤、1968、p.390など）。そして、鈴木商店に対

する台湾銀行の巨額融資の実態も明らかにされたのである（山崎、2000、p.38など）。このような状況の中、同年3月14日の衆議院予算委員会で片岡直温大蔵大臣が「今日正午頃ニ於テ渡辺銀行ガ到頭破綻ヲ致シマシタ」という事実とは異なる発言をしてしまった。これは失言であった。そのため、この発言が金融恐慌の引き金を引いたことは、良く知られているところである（加藤、1957、pp.253-258、竹澤、1968、pp.389-393、山崎、2000、pp.37-38頁など）。しかしながら辛うじて、台湾銀行調査委員会を設けるべきであるという付帯決議をつけることで2法案は可決され、3月末には公布されている。こうして第52回帝国議会は閉会した。

ところが事態は沈静化せず、台湾銀行による鈴木商店への貸し出し中止によって次なる段階へと進んでいった。1927（昭和2）年4月5日には鈴木商店は一切の新規取引を停止することとなったため、鈴木商店系列であった神戸の第六十五銀行で取り付け騒ぎが発生し、4月8日には休業に追い込まれてしまったのである（日本銀行調査局編、1969a、p.39、山崎、2000、p.39）。そのため、関西地方において各銀行は取り付け騒ぎが再発するのではないかと警戒をしていたところ、4月12日夜には、はるか遠く福岡の鞍手銀行が休業するようだという風聞が流れ、実際に翌13日には2週間の休業が発表されてしまった³⁾。

こうして銀行の取り付け騒ぎが広がっていく中で1927（昭和2）年4月14日には、若槻礼次郎首相が倉富勇三郎枢密院議長を訪ねて、台湾銀行が破産に瀕していることを伝えた。それとともに、帝国議会在閉会中であつたこともあり、「日本銀行ノ特別融通及之ニ因ル損失ノ補償ニ関スル財政上必要処分ノ件」という、いわゆる台湾銀行救済緊急勅令案が枢密院に諮られたのである（増田、1984、p.146、小山、2012、pp.62-63）。この緊急勅令案は、大蔵省主計局長や大蔵次官、大蔵大臣などを歴任して当時は日本銀行総裁のポストにあつた市来乙彦が発案し、土方久徴副総裁が強く推したものだといわれている⁴⁾。若槻礼次郎は、自分の4学年下の後輩の閃いた案を、困難な事態を打開する奥の手として用いることとしたのであつた。

しかしながら枢密院では、枢密院副議長であり本件の審査委員長でもあつた平沼騏一郎と、枢密顧問官の伊東巳代治の2名を中心として反対の声が大きくなってしまった（望月、1996、pp.156-157）。浜口雄幸内務大臣の主張で枢密院の多数派工作を試みたが、次第に可決の見通しは暗くなっていった⁵⁾。若槻礼次郎は緊急勅令案が否決されそうならば審議を引き延ばしたい旨を倉富勇三郎枢密院議長へと伝えたがそれも適わず（川上、2001、pp.77-78）、4月17日の枢密院本会議で否決されてしまった。こうして第1次若槻礼次郎内閣は総辞職せざるをえなくなったのである。

これを受けて1927（昭和2）年4月18日には、元老西園寺公望が後継首班として政友会総裁であつた田中義一を奏薦したため、翌4月19日に田中義一が大命降下を受け、4月20日に田中義一内閣が組閣された（雨宮、1981、p.154）。しかしながら、政権交代を経てもなお金融機関に対する流言蜚語は

3) 「古井由之報告」『金融恐慌関係資料』（『福岡銀行資料』資料番号A-96）および宮地英敏（2018a）。

4) 当時、大蔵省大臣官房文書課長のポストにあつた青木徳三の回想による。詳しくは大蔵省大臣官房調査企画課編（1977、pp.218-219）を参照。

5) 青木徳三の回想。大蔵省大臣官房調査企画課編（1977、pp.228-229）。

止まることを知らず、それが全国の銀行のさらなる取り付け騒ぎの原因となっていった。特に深刻であったのは、華族の資産保護のために政府から手厚い保護を受けて設立された華族銀行であり、宮内省金庫ともなっていた十五銀行が4月21日に休業に追い込まれたことであった（戸原、1963、pp.143-155、日本銀行調査局編、1969a、pp.478-480など）。

こうして日本国内トップの預金額を誇っていた安田銀行をはじめとして、三井銀行（預金額第2位）、住友銀行（預金額第3位）、第一銀行（預金額第4位）、三菱銀行（預金額第6位）といったように取り付け騒ぎは大銀行へも次々と波及していくこととなり、事態はより深刻化していったのである（竹澤、1968、p.397、石井・杉山編、2001、pp.7-16）。このため、田中義一内閣の高橋是清大蔵大臣は緊急勅令によって「私法上ノ金銭債務ノ支払延期及手形等ノ権利保存行為ノ期間延長ニ関スル件」という、モラトリアムを実施することとなった（日本銀行調査局編、1969b、p.5）。今回の緊急勅令に対する枢密院審議では、伊東巳代治枢密顧問官による反対意見の表明はあったものの、大勢の賛意を背景にして伊東巳代治も自説を控えて賛成に回ることとなったのであった（望月、1996、pp.157-158）。

3週間のモラトリアムの期間中に臨時議会が開かれ、田中義一内閣が提出した「日本銀行特別融通及損失補償法案」と「台湾ノ金融機関ニ対スル資金融通ニ関スル法律案」の2法案も1927（昭和2）年5月8日には可決された。5月13日のモラトリアム明けにも各地は静穏な情況を保つことができ、昭和金融恐慌は終息を迎えたのである（加藤、1957、pp.259-260、山崎、2000、pp.41-42）。

昭和金融恐慌の推移は以上のようなものであるが、次節以降ではここで話題になっていた緊急勅令について、より立ち入って分析を加えていくこととしよう。

3. 枢密院の概要

本節では緊急勅令を審議する舞台となった当時の枢密院の状況について整理しておくこととしよう。枢密院は明治憲法第56条において「枢密顧問ハ枢密院官制ノ定ムル所ニ依リ天皇ノ諮詢ニ応ヘ重要ノ国務ヲ審議ス」と定められている。そして枢密院官制の第6条「枢密院ハ左ノ事項ニ付諮詢ヲ待テ会議ヲ開キ意見ヲ上奏ス」と定められ、その5項目に「帝国憲法八条及第七十条ノ勅令」が含まれていた。審議手続きについては第5節で詳細に検討されるため、ここでは【表1】に基づきつつ枢密院の構成員を確認していくこととしよう。

第1次若槻礼次郎内閣期から田中義一内閣期において、台湾銀行や昭和金融恐慌に関する案件を審議した枢密院の構成員は、議長1名、副議長1名、枢密顧問官22名の合計24名であった。顔ぶれとしては、官僚出身者、書記官長経験者、陸海軍人など多彩な顔ぶれであるが、富井政章、珍田捨巳、古市公威、八代六郎の4名以外は、貴族院議員の現職もしくは経験者であったところが共通している。「1. はじめに」で紹介した金原左門の議論も、この点に基づいてのことであろう。

多彩な顔ぶれではあるが、1927（昭和2）年時点の枢密院の面々には偏りがあった。24名中、官僚あがり15名、陸海軍人が3名、東京大学名誉教授が4名（うち古市公威は官僚あがりでもある）、明治憲法制定の夏島草案に関わった2名、大名華族1名であった。このうち東京大学名誉教授の専門は、

【表1】枢密院の構成員一覧（1927年）

	氏名	生年	出身	就任	主な来歴	貴族院議員	兼職
議長	倉富勇三郎	1853年	福岡	1920年10月	司法官僚、法制局長官	○	
副議長	平沼騏一郎	1867年	岡山	1924年2月	司法官僚、司法大臣	○	日本大学総長
欠席	九鬼隆一	1852年	京都	1895年6月	文部官僚、帝国博物館長	○	
	伊東巳代治	1857年	長崎	1899年3月	内閣書記官長	○	
	金子堅太郎	1853年	福岡	1906年1月	農商務大臣、司法大臣	○	帝室編集局総裁
	久保田 譲	1847年	兵庫	1917年11月	文部官僚、文部大臣	○	
欠席	富井 政章	1858年	京都	1918年4月	東京大学教授（民法）		立命館大学長
欠席	井上勝之助	1861年	山口	1919年3月	外務官僚、宗秩寮総裁	現職	
	平山 成信	1854年	静岡	1919年10月	外務・大蔵官僚、内閣書記官長	○	日本赤十字社社長
	石黒 忠恵	1845年	新潟	1920年2月	陸軍軍医、軍医総監	○	
	有松 英義	1863年	岡山	1920年2月	司法官僚、枢密院書記官長	○	
欠席	珍田 捨巳	1857年	青森	1920年10月	外務官僚、外務次官、東宮太夫		侍従長
	中村雄次郎	1852年	三重	1922年2月	陸軍中将、満鉄総裁、宮内大臣	○	
	山縣伊三郎	1857年	山口	1922年11月	外務・内務官僚、逓信大臣	現職	
	山川健次郎	1854年	福島	1923年2月	東京大学教授（物理）、九大・東大総長	○	武蔵高等学校長
	黒田 長成	1867年	福岡	1924年1月	貴族院副議長	現職	
	古市 公威	1854年	兵庫	1924年1月	工科大学長、内務官僚、逓信次官		
	松室 致	1852年	福岡	1924年4月	司法官僚、司法大臣	○	法政大学長
	江木 千之	1853年	山口	1924年6月	文部官僚、文部大臣	○	
	内田 康哉	1865年	熊本	1925年3月	外務官僚、外務大臣	○	同仁会会長
	八代 六郎	1860年	愛知	1925年12月	海軍大将、海軍大臣、軍事参議官		
	櫻井 錠二	1858年	石川	1926年1月	東京大学教授（化学）	○	帝国学士院長
	田 健治郎	1855年	兵庫	1926年5月	内務・逓信官僚、逓信大臣、農商務大臣	現職	
	荒井賢太郎	1863年	新潟	1926年10月	大蔵官僚、農商務大臣	○	

出典）秦郁彦編（2001）および秦郁彦編（2005）より作成。

富井政章が民法学、山川健治郎が物理学、古市公威が土木学、櫻井錠二が化学である。また官僚あたり15名の内訳は、外務官僚が5名（うち山縣有朋の養嫡子である山縣伊三郎は内務官僚も経験、平山成信は大蔵官僚も経験）、司法官僚が4名、文部官僚が3名、内務官僚が3名（うち1名は山縣伊三郎）、大蔵官僚が2名（うち1名は平山成信）であった。この点から、枢密院には24名が在籍していたとはいうものの、台湾銀行救済緊急勅令やモラトリアムに関する議論について、財政や金融の分野における専門的な立場で実質的な議論が出来た可能性がある者は、平山成信と荒井賢太郎という大蔵官僚経験者2名のみであったことが分かる。

このうち平山成信は⁶⁾、1854（安政元）年に幕臣であった竹村家に生まれたが、若年寄を務めた平山省齋（1815-1890）のもとに養子に入った。維新後は静岡学問所を経て、左院、ウィーン万国博覧会事務局、外務省などを経て1881（明治14）年6月には大蔵省少書記官として書記局出仕となった。しかしながら明治十四年政変による騒動もあって、はやくも同年12月には元老院少書記官へと転じてい

6) 平山成信の来歴については秦郁彦編（2002、pp.433-434）。また平山成信をめぐる閥閥については緒方康二（1982）および宮地英敏（2018b）も参照のこと。

る。再び大蔵省へと戻ったのは1886（明治19）年1月のことであり、その役職は松方正義大蔵大臣の秘書官としてであった。第1次伊藤博文内閣、黒田清隆内閣、第1次山縣有朋内閣と、松方正義が大蔵大臣を続けるのと共に平山成信は大蔵大臣秘書官を続け、1891（明治24）年5月に松方正義が第1次内閣を組閣すると、平山成信もまた首相秘書官を経て内閣書記官長となっている。松方正義が首相を辞任すると、枢密院書記官長を経て貴族院議員となっていたが、第2次松方正義内閣では内閣書記官長を、第2次山縣有朋内閣が発足して再び松方正義が大蔵大臣となると、平山成信もまた大蔵省参与官から大蔵省官房長の任にあり、内閣が終わって松方正義が大蔵大臣を辞するまでその職にあったのである。

以上のような状況を受けて、1903（明治36）年に刊行された『立身到富信用公録』では、「一朝松方伯の立て内閣を組織する時は、必ずや君は其の閣員に列せらるべき松方派の名士なり」とまで評されたのである（浦上、1903、p.12）。しかしながら松方正義が3度目の内閣総理大臣に就任することはなく、平山成信の入閣も実現することはなかった。ここで着目すべき点は、平山成信は確かに大蔵官僚としての期間も過ごしてはいるが、その主たる任務は松方正義の秘書官なり内閣書記官長としての事務的な職務であって、大蔵官僚として財政・金融に関わる政策には直接的に関わったことはないという点である。その専門性を踏まえる際に、平山成信の大蔵官僚としての来歴は、ここでは大きな意味を持っていないと位置付けることができるであろう。

さて、もう1人の大蔵官僚は荒井賢太郎である⁷⁾。荒井賢太郎は1863（文久3）年に新潟高田藩士の家に生まれ、長じて一高から帝国大学法科大学法律学科（現・東京大学法学部）へと進んでいる。一高から帝国大学にかけて、荒井賢太郎は若槻礼次郎と同期であった⁸⁾。しかも、若槻礼次郎が「ずっと首席」であり、「荒井賢太郎と安達峰一郎とが、あるときは安達が二番、あるときは荒井が二番というようなことであった」という⁹⁾。

帝国大学を卒業すると、若槻礼次郎と荒井賢太郎とは、同じ1892（明治25）年に大蔵省に入省し、若槻礼次郎が主税畑、荒井賢太郎が主計畑をそれぞれ主に歩むという来歴を辿った。局長にまで出世したのは荒井賢太郎の方が1年早かったが、次官レースでは主税局長の若槻礼次郎に旗があがり、荒井賢太郎は外地朝鮮に転じて韓国度支部次官、朝鮮総督府度支部長官などを歴任してから官界を退いた。その後、貴族院議員となっていたが、1922（大正11）年には加藤友三郎内閣で若槻礼次郎に10年遅れて入閣することとなり¹⁰⁾、しかも大蔵大臣ではなく農商務大臣としての入閣であった。

当時の24名いた枢密院の構成員であるが、これまでみてきたようにその顔ぶれの中で、台湾銀行救済緊急勅令およびモラトリアムについて大蔵行政の専門家の立場で議論できた者は、荒井賢太郎ただ1人であった。しかも、若槻礼次郎は歳入を担当する主税局長を務めていたが、荒井賢太郎は歳出を

7) 荒井賢太郎の来歴については、特段の注釈がない限り秦郁彦編（2002、p.23）による。

8) 若槻礼次郎の来歴については、特段の注釈がない限り秦郁彦編（2002、p.569）による。

9) 若槻礼次郎（1950、pp.16-17）。ちなみに安達峰一郎は外務官僚となり、アジア人初の国際司法裁判所長になった人物としても知られる。詳しくは安達峰一郎記念財団編（2009）および松本剛次（2012）による。

10) 若槻礼次郎は1912（大正元）年の第3次桂太郎内閣で大蔵大臣として初入閣し、さらに1914（大正3）年の第2次大隈重信内閣でも大蔵大臣として入閣をしている。

担当する主計局長を務めていた。まさに憲法70条による財政上の緊急処分にかかわる部局を経験していたのであった。最新任で最末席の顧問官でありながら荒井賢太郎だけが、大蔵官僚としての実績から歳出に関する専門家としての立場にあったといえよう。

残りの顧問官らは憲法の運用などの立場から議論していたか、または分野外の有識者としての立場でしかなかった。従来の議論では、枢密院の構成員における専門性について着眼してこなかったために、審議の専門性についての分析が不十分であった。次節ではさらにこの点に着目しながら分析をしていくこととする。

4. 1927年4月末における枢密院での審議

従来の研究史においては、台湾銀行救済緊急勅令案が否決された1927（昭和2）年4月17日における枢密院での議論について、主たる発言を行なった伊東巳代治顧問官に注目が集っていた。伊藤隆や金原左門などの研究においては、そこでの発言内容を踏まえつつも政友会寄りという党派性ばかりが注目された。また、増田知子以降の研究においては、明治憲法との関係性などを念頭に伊東巳代治の発言が分析されてきた。本稿でもまずは伊東巳代治の演説に着目することとしよう。

4月17日に行われた伊東巳代治の発言は、一人で約4000字、原稿用紙10枚分もの発言量を緻密な議論として作りあげたものである。当然、4月17日の枢密院の会議の場で突発的に話した内容ではなく、十二分に準備をした上で行われた演説であったと考えねばなるまい。従来はこれを伊東巳代治の個人の発言だと捉えてきたのである。しかしながら、果してこの演説は伊東巳代治一人だけの主張だったのであろうか。結論から言うならば、この伊東巳代治の演説は、伊東巳代治以外の顧問官達の意見も入り込んでいると思われる。

なぜならば、確かに明治憲法との関係性といった、増田知子論文以降の政治史研究が重視した憲法8条と憲法70条の緊急勅令の違いなどという論点は、伊東巳代治が中心となって考えた内容であろう。しかしながら、伊東巳代治の演説には、明らかに伊東巳代治だけでは情勢判断が難しいであろう経済的な話題を多分に含んでいるのである¹¹⁾。この内容の分析なくしては、この4月17日の伊東巳代治の演説の真意を読み取ることは出来ない。

伊東巳代治の演説の経済的な点に関する含意は単純である。すでに第52議会で台湾銀行救済策は行われているのだが、それでは不十分だとして追加の法案を出した第1次若槻礼次郎内閣を批判している。従来の研究史では、この批判のうち、台湾銀行と鈴木商店という個別企業を国が救済するののかという論点や、一旦これで問題解決が可能であると宣言したのに失敗してしまった責任を取れという主張など、4月17日までの政策の失敗や問題点にばかり注意が払われてきた。

しかしながら伊東巳代治の演説は、もうひとつ重要な経済的な指摘を含んでいるのである。重要な部分なので、以下に引用する。

11) ちなみに、枢密院で緊急勅令案を審査した精査委員会のメンバーは、委員長を平沼騏一郎が務め、委員には伊東巳代治、久保田譲、石黒忠恵、内田康哉、松室致、江木千之、田健治郎、荒井賢太郎の8名が就任した。詳しくは第5節参照。

現内閣は、台湾銀行の破綻に因る恐慌を口実として、巨額の負担を国庫に強ひむとす。然れとも今、世間に起れる恐慌は、一台湾銀行の為に非ず。現に之に関係なき不確実なる若干の銀行破綻の為、幾万の預金者、悲鳴を挙げつつあり。関西地方に於ては、此の形勢、一層甚しからむとす。(中略)又、対支輸出途絶し、為に関西地方の当業者中、閉店する者、続出しつつありと言ふに非ずや。銀行破綻の原因、以て知るべきなり(国立公文書館蔵、1992、p.102)。

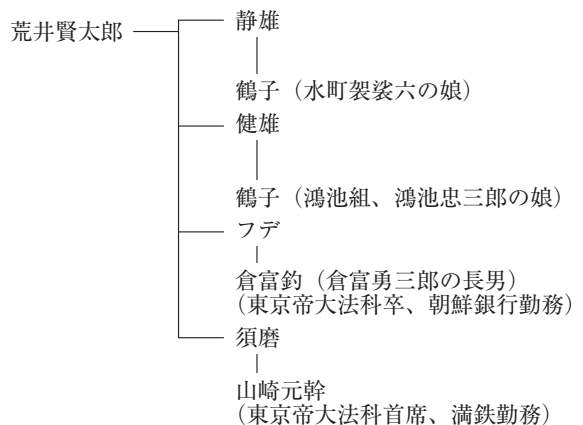
つまり、全国で発生をしていた銀行の取り付け騒ぎの原因を、第1次若槻礼次郎内閣は台湾銀行が抱えている鈴木商店の不良債権だと捉え、その懸念が取り払われれば騒ぎは自然に沈静化すると考えている。しかしながら伊東巳代治の演説では、原因は台湾銀行だけにあるのではないから、今回の緊急勅令案を通してみたところ騒ぎは収まらないと指摘しているのである。

伊東巳代治はこの重要な論点に加えて、自説において重要であった明治憲法8条や70条の緊急勅令の話をしてみたり、かつて撤回という結末をみた第2次大隈内閣下の蚕糸業救済の緊急勅令案の話をしてみたりと、次々と畳み込むように色々な話をしている。そのため、憲法論争や先例主義に目を奪われてしまうのであるが、経済史的な文脈から読みとる際には、第1次若槻礼次郎内閣による今回の緊急勅令案では金融恐慌は止まらないという点こそ、4月17日の伊東巳代治の演説においては重要であった。

そして、全国の銀行の状況を踏まえ、政府の緊急勅令案では金融恐慌に誘発される経済の悪化を抑えきれないという判断をすることが出来た人物は、第3節でみたように、長らく大蔵省において主計畑を歩み続けた荒井賢太郎しかいなかったことであろう。首相を務める若槻礼次郎と同期であった荒井賢太郎へと、残りの専門分野が異なる枢密顧問官たちは経済的な判断を委ねたと考えるのが妥当である。さらに【表2】にあるように荒井賢太郎は、娘のフデが枢密院議長であった倉富勇三郎の息子ひとし釣に嫁いでいたという関係であった。荒井賢太郎が1926(大正15年)10月に枢密顧問官に呼ばれたこと自体が、倉富勇三郎枢密院議長と縁戚であったことが影響しているであろうが、議長と極めて近い関係であったという点も考慮する必要があるといえよう¹²⁾。

枢密院において否決されてしまった台湾銀行救済緊急勅令案について、荒井賢太郎の考えていたことは、若槻礼次郎の回顧録である『古風庵回顧録』に紹介されている。その箇所を引用してみることとしよう。

【表2】荒井賢太郎と閨閥



注) 筆者作成

12) ちなみに、荒井賢太郎の長男である静雄に嫁いだのは、1907(明治40)年に若槻礼次郎の後任として大蔵次官に就任した水町袈裟六の娘であった。水町袈裟六は、1929(昭和4)年には枢密顧問官となり、荒井賢太郎らと席を並べた。

とうとう政府案は否決された。私はこれが通らなければ辞職する決心であつたから、すぐ帰つて辞表を書こうと、帰りかけると、大学で一緒だつた親しい仲の顧問官が、私のところへ駆け寄つて来て、『何でもないじゃないか。すぐ臨時議会召集の手続をして、モラトリアムの緊急勅令案を出せば、枢密院はきつと通すから、そうせい』といつて、私に忠告した（若槻、1950、p.329）。

引用文中では「大学で一緒だつた親しい仲の顧問官」とのみ書かれているが、第3節で確認したようにこれは荒井賢太郎のことである。第1次若槻礼次郎内閣が総辞職し、つづく田中義一内閣の高橋是清蔵相の手によって実行されることとなる、モラトリアムの緊急勅令案を提出するように呼びかけているのである。

また時間は若干前後するが、枢密院による否決が行われる以前の、荒井賢太郎と縁戚となっていた倉富勇三郎枢密院議長の発言も、『古風庵回顧録』から引用しておこう。

枢密院は頑として応じない。その間に枢密院議長の倉富勇三郎君が、私を訪ねて来て、『あれは撤回してはどうか。その代り政府が、モラトリアム（支払猶予）の緊急勅令案を出せば、それを枢密院が可決する。そうして財界を抑えておいて、臨時議会を開けばいい、じゃないか』といった（若槻、1950、p.326）。

これは増田知子（1984、p.147）が倉富勇三郎日記をもとに詳細を紹介している、4月14日段階でのアドバイスのことだと思われるが、こちらも同様である。長らく司法官僚を務め上げてきた倉富勇三郎枢密院議長が、自身一人でモラトリアムの緊急勅令の方が経済情勢に合致していると判断したとは想定し難い。子ども同士が結婚して縁戚関係となっていた、大蔵官僚出身の荒井賢太郎顧問官の意見を受けた発言だと考えるのが妥当であろう。ここでも台湾銀行救済勅令案ではなく、モラトリアムの緊急勅令案を出すようにアドバイスしているのである。また、大蔵省大臣官房文書課長であった青木得三は、のちに荒井賢太郎もまた同様のアドバイスをした旨の回顧を行っている¹³⁾。

枢密院側から第1次若槻礼次郎内閣への提案は、台湾銀行救済勅令案が否決される前にも、否決された後にも首尾一貫したものであった。経済界の情勢から、台湾銀行の救済だけでは全国の銀行の取り付け騒ぎは収まらないので、モラトリアムの緊急勅令案を出すように促していたのであった。

しかし若槻礼次郎首相はこれを拒否した。台湾銀行救済緊急勅令案が否決される前の倉富勇三郎枢密院議長からの1回目の提案については、「彼は枢密院の中心勢力ではなし」として拒否した（若槻、1950、p.326）。また、それと前後しての荒井賢太郎からの提案については、「閣議で、表決を争う」ことになったという（安藤編、1965、p.29）。そして、台湾銀行救済勅令案が否決された後の荒井賢太郎からの2回目の提案については、「私はそういうことに耳を傾ける気持は全然なかつた。私はかなり興奮していた」という状況で、全く聞く耳を持たずに閣僚達の辞表を集めて総辞職へと突き進んでいった

13) 安藤良雄編（1965、p.29）では、大蔵省文書課長だった青木得三へのオーラルヒストリによって、これが荒井賢太郎であることを聞き出している。

のであった。

1927（昭和2）年4月17日の第1次若槻礼次郎内閣の総辞職を受けて、翌18日には台湾銀行が休業へと追い込まれた。そして20日に田中義一内閣が組閣されると、21日の十五銀行休業を経て、4月22日にはモラトリアムについての緊急勅令案が枢密院へと諮られている。

この際の枢密院での審議では、副議長であり緊急勅令案の審査委員長であった平沼騏一郎により、重要な説明が行われている。引用しておこう（国立公文書館蔵、1992、pp.115-116）。

前内閣に於ては、台湾銀行の破綻の影響を恐れ、之か救済の為、緊急勅令の発布を奏請し、其の案か本院に御諮詢ありたる際、本院に於ては同案は憲法七十条に適合するものと認め難しとの理由に因り、更に内閣に於ても審議を尽すべきものと為し、其の旨を上奏したるか、当時審査委員会に於ては固より銀行救済の必要を認めさりしに非ざるか故に、之か為、他に適法妥当の方法を講すべき旨を表明したり。

（中略）曩に適法妥当の方法を講すへしと為したるは、財政上の処分は帝国議會を開き得べき場合には必ず之を開きて付議すへしとの趣意にして、（中略）御諮詢案の如きは、蓋し其の一方法たるべきこと当時の委員各自の私に考慮したりし所なり。

平沼騏一郎は4月17日の台湾銀行救済勅令案の枢密院での否決について、憲法論争で否決するけれども、台湾銀行の救済以外の方法を考えてくれと第1次若槻礼次郎内閣に対して求めていたと述べている。台湾銀行に限定しない「銀行救済の必要」は強く意識されていたのであった。そしてそれが、今回のモラトリアム案のようなことも「当時の委員各自の私に考慮し」ていた中にあったことが紹介されている。

4月17日には大反対の演説を行なった伊東巳代治もまた、「此の緊急勅令案は単に一銀行の為に積極手段を執らんとする違法のものに非ずして、汎く全国一般に亘る警戒の為、消極手段を執らんとするものなる」として、賛成に回っているのである。モラトリアムに関する緊急勅令案については、枢密顧問官たちの間で可決の了解がとれていたことを意味していよう。

モラトリアムによる取り付け騒ぎの沈静化こそが、経済情勢に照らし合わせて適合的であると考えられていた。かつ、伊東巳代治ら法律畑の顧問官たちも納得するラインであると考えることが出来たのは、繰り返しになるが顧問官の顔ぶれから判断するに、最新任であり最末端に座っていた荒井賢太郎しかいなかったといえるであろう。帝国大学で常にトップを走る若槻礼次郎に続く2位3位争いに明け暮れ、大蔵省内の出世レースでは局長レースでは先んじたものの次官レースで再び後塵を配してしまう。そして、大蔵大臣を経験することもなく、外地朝鮮を経験して分野外の農商務省の大臣ポストを経験していた。そのような来歴の荒井賢太郎だけが絶妙な対案を捻出でき、憲法論争ばかり頭の中にある他の顧問官たちに自信を与えたと推測される。

こうして誰からもトップエリートの秀才とされてきた若槻礼次郎は自案に固執して内閣を倒すこととなり、若槻礼次郎が首を縦に振らなかったモラトリアムによって、昭和金融恐慌は人為的に鎮静化

していくのである。それでは次節にて、この若槻礼次郎らの対応が生み出した影響を、枢密院と緊急勅令という観点から整理しておくこととしよう。

5. 枢密院における行政手続きとパワーゲーム

前節で検証したように、台湾銀行救済緊急勅令案はその経済的な効果が薄いという理由もあって、枢密院において否決された。第1次若槻礼次郎内閣の面々は、このことを政治闘争であると理解し、経済政策をめぐる議論の帰結であるとは捉えていなかった。他方で枢密院の大勢は、若槻礼次郎たちが受け取ったようには、この台湾銀行救済緊急勅令案を政争の具として扱ってはいなかった。本節では、枢密院側が若槻礼次郎らに提示していた行政的な手続き論を再検証した上で、この緊急勅令案が否決された決定過程に注目し、若槻礼次郎とその周りの人物らが枢密院の提案をどのように解釈していたのかについて検証する。

増田知子（1984）以降の研究史が指摘するように、台湾銀行救済勅令案の枢密院による審査手続きをめぐるのは、明治憲法のどの条文や条項に基づいて、この案件を処理しようとしたのかに焦点が当てられてきた。その背景には前節までで明らかにしてきたように、金融恐慌をいかにして鎮めるかに関しての経済政策をめぐる論争が無視されてきたことが関係していた。そして、無視していたのは後の歴史研究者たちだけではなく、当事者であった若槻礼次郎たちもであった。以上のようなことについて、本節では検討していく。

枢密院の審査手続きについては、百瀬孝（1990）で簡略な説明がなされている¹⁴⁾。ただし、この説明には出典もなく、どのような歴史的な事実ないしは文献に基づいてこれが書かれたのかが明瞭に示されていない。そのため、この百瀬孝の説明の典拠を明らかとするべくいくつかの文献を当たってみたところ、深井英五が枢密院での審議について一般論的な説明を詳述した文献中に、類似の表現が散見されることが分かった。このことから、百瀬孝（1990）に書かれた文章の出典は、恐らく深井英五（1953）ではないかと推測される。この深井英五は、1938年12月から1945年10月の間に枢密顧問官を務めた人物である。

ここで、改めて深井英五の説明に依拠しながら、枢密院における審査手続きについて検証してみよう。深井英五（1953、pp.7-8）によると、政変を起すことを企図して枢密院が「院議を決する」ことは不当なことであり、枢密院では審議にかけられた政策の「得失」に基づいて、政府案に関する議論が行われていたと述べられている。加えて、政府から枢密院へ提出される政策案が、計画の初期段階や中途ではなく、最終段階近くの決定案になってから提出されるため、枢密院ではその政策案の根本的な「得失」に集中した審議がなされていたと説明されている。

14) 百瀬孝（1990、p.52）によると、「審査委員会には主務大臣および当局者が出席し、案件の説明および答弁にあたる。質疑および意見開陳の終了したのち、内閣側の退席を求めて協議し、可否修正を決し、修正または否決すべきと決した場合は内閣側に交渉し、自発的な修正または撤回を促す。ここで内閣側の同意がない場合は本会議で対決することになる。議長・副議長は審査委員に出席し発言しうるが、決議には加わらない。議長・副議長が大物である場合は決議に影響を及ぼす」と説明されている。

そして、枢密院での審議はそのような特徴があるために、基本的には政府から出された政策の原案を否決するのではなく、政府の打ち出した政策方針に対して、協調的な姿勢を示す傾向が強かったことも明記されている¹⁵⁾。しかし、その枢密院も政府が提出してきた政策案に常時迎合するばかりではなく、「重大の理由あり」とみなした場合には、政策案への修正意見を出し、政府にこの修正意見への同意を求めた上で、政策案の見直しを促すことがあった。この際、政府側は最初に出していた政策の原案を一度撤回し、枢密院の修正意見ともすり合わせた新たな政府原案を作成し提出することが、枢密院での審議手続きの慣例であった¹⁶⁾。

ここで注目しておきたいのは、枢密院では政府の提出した政策案に修正意見述べて再提出を促すことはあっても、最初から政府の政策案を真っ向から否定してこれを否決することは、慣例としてなかったということである。加えて慣例に関して強調しておきたい点は、枢密院から政府に政策原案の修正を促し、一度その原案を撤回させ、その後修正された政府案を再提出させることが、審査手続きとして存在していたという点である。

そして、政府から出された政策の原案に対し、枢密院が修正案を提示せずには否決することは有り得ないことであり、枢密院の院議が倒閣をも視野に入れた政治闘争の一翼を担うことは、制度上起こり得ないことでもあった。このことは、若槻礼次郎やその周辺にいた人物たちが有した、枢密院が政治闘争の舞台となって、台湾銀行救済勅令を否決したとする見解とは、大きく異なっている。

ではどのようにして、台湾銀行救済緊急勅令案が頓挫し、若槻礼次郎とその周辺にいた人物たちが、勅令をめぐる一連の対立を、単なる政治闘争であると認識するに至ったのであろうか。上述した深井英吾（1953）でなされている枢密院の審議手続きの説明を念頭に置き、ここでは、当時行われた台湾銀行救済緊急勅令案をめぐる枢密院と若槻礼次郎らとの実際のやり取りに焦点を当て、分析していこう。

台湾銀行救済緊急勅令案を策定した当初、同緊急勅令案を立案することとなった経緯や、同緊急勅令案を枢密院で審議にかけることについて、若槻礼次郎（1950）に基づいてまとめておこう。まず経緯について確認すると、若槻礼次郎は臨時議会で法案を成立させることを「間に合わないから」との理由で回避し、枢密院に諮る「緊急処分」つまり緊急勅令の制定によって、金融恐慌に対処しようと考え、これに従って閣議決定もなされていた（若槻、1950、325）。つまり、金融恐慌という国家的な経済危機に際し、臨時議会を開催して立法に関する議論を行うことを避けて、緊急勅令を制定することによって対処しようとしていたのである。加えて、若槻礼次郎は枢密院の顧問官たちに対してネガティブなイメージを持っており、緊急勅令案をめぐる枢密院とのやり取りに関して、危惧と憂慮を示していた¹⁷⁾。

総理大臣の若槻礼次郎が不安を募らせる傍らで、台湾銀行救済緊急勅令案をめぐって、若槻礼次郎

15) 枢密院での審議は「政府案の否決せらるゝことは極めて稀にして、枢密院は概して政府の方針に順応するに過ぎざる」ものであったという。

16) 「(一) 枢密院は重大の理由ありと思料するとき政府の原案を否決することあるべきが故に、政府に於て國務進行の円満を期するならば、御諮詢事項の方針決定及び実行案の作成に当り、枢密院の意向を推量し、之を参酌するならん。(二) 政府原案の審議に当り、枢密院より修正意見を提出して政府の考慮を求め、其の同意を得ることあり。此の場合には政府が最初の原案を撤回し、修正案を政府原案として再提出する」ことを慣例としていた。

内閣の閣僚たちの間では、枢密顧問官たちを説得して政府案に賛成させることが企図されていた。このことについて、金融恐慌期に大蔵大臣官房文書課長の任にあった青木得三は、「(緊急勅令案も…引用者) 枢密院に出て、そして形勢はなはだ不利であるというときには、私は田大蔵次官に『青木君、君もついて来い』と言われて浜口内務大臣のところに行きました。そうすると浜口内務大臣は田大蔵次官に、『枢密院議員にも戸別訪問しなければいけない。賛成してもらおうように』と言われた」と回想している(大蔵省大臣官房調査企画課編、1977、p.224)。

ここから、浜口雄幸内務大臣が閣僚と大蔵官僚らに対して、枢密院の顧問官たちを回って説明や説得などの多数派工作を仕掛け、政府案を押し通すために票固めをするように指示を出していたことが分かる。枢密院への政治工作の中心的な役割を果たしたのは、浜口雄幸であった。この時、総理大臣である若槻礼次郎は伊藤巳代治の説得に赴く役割を担わされていたが、脅迫めいた自説を伊藤巳代治の前で披露したのみで、政府案を通すための工作には役立たなかったようである¹⁸⁾。

浜口雄幸内務大臣の指示を受け、枢密院に対し工作を行った閣僚や大蔵官僚たちの動向が、松本剛吉の日記に残されている。松本剛吉によると、政府側から枢密院に対し次のような政治工作が行われた。

政府は此間に縁故を辿り枢府の諒解を得ることに腐心し、田男に対しては十五日来屢々田大蔵次官を使いとし緩和運動を試み、平沼男に対しては片岡、安達の両相訪問諒解を求め、更に渋沢老子爵を起して正副議長以下各顧問官を歴訪せしむる等、それぞれ手を尽くしたり(岡・林編、1959、p.566)。

この政府による大々的な政治工作は、枢密院顧問官の田健次郎に対して田健次郎の甥である大蔵次官の田昌を、平沼騏一郎に対して閣僚の片岡直温と安達謙蔵を差し向け、その他の顧問官のところへは渋沢栄一を派遣し、縁故を使って説得に励むという精力的なものであった。

青木得三大蔵大臣官房文書課長の回想によると、このような浜口雄幸内務大臣を中核とした政府側からの強硬な政治的な働き掛けに対し、枢密院の側の対応は次のようなものであった。第4節と重複する部分でもあるが、重要な点でもあるのでここで再確認しておくこととしよう。

若槻さんと同級生で、荒井賢太郎という人が、「緊急勅令案を撤回してはどうか」ということを勧められたようですね。ところで浜口さんは、内務大臣として、枢密院会議に列席されたわけですが、その前に閣議で、表決で争うということを主張されたのは、浜口内務大臣であるというふうに向っているんですがね(安藤編、1965、p.29)。

17) 若槻礼次郎(1950、pp.325-326)によると、若槻礼次郎は枢密顧問官たちに対し「枢密院の人たちは、世間の実際にはほとんど無頓着で、理屈ばかり並べる。その理屈も、憲法論だけでなく、不純な空気もある。いろいろな思惑の人がいる。殊に私の内閣に対して好意を持っている人は居い。」との評価を下していた。

18) 大蔵省大臣官房調査企画課編(1977、pp.224-225)によると、若槻礼次郎は枢密顧問官の伊東巳代治のもとを訪れ、「この緊急勅令案が通らなければ、日本の金融界に非常な不祥事が起こりますよということを」説明をしたが、「自分はこの案を通してくださいということは頼まな」かったと語ったという。

ここから、枢密院顧問官の荒井賢太郎は枢密院の院議の慣例に基づいて、総理大臣の若槻礼次郎に台湾銀行緊急勅令に関する政府原案の撤回を求めていることがうかがえる。そしてその一方で、枢密院会議に出席することとなった閣僚の浜口雄幸内務大臣が、枢密院の院議に表決による多数決の勝負を持ち込もうとしていたことも、同時に確認できる。

枢密院側から若槻礼次郎を説得しようとしていたのは、荒井賢太郎だけではなく、枢密院議長の倉富勇三郎も若槻礼次郎のもとを訪れ、台湾銀行救済緊急勅令案を撤回し、モラトリアムの緊急勅令案に修正して枢密院へ提出すれば、それが可決される旨の説得を試みている（若槻、1950、p.326）。この倉富勇三郎の若槻礼次郎への申し出もまた、先述した枢密院で行われていた審議手続きの慣習に基づいたアドバイスであった。

しかし若槻礼次郎は、枢密院議長である倉富勇三郎は「枢密院の中心勢力ではな」いために、枢密院内での影響力に欠けるとの判断を下していた。そして、若槻礼次郎は、「うつかりその様にして、枢密院がそれでも承知しなかつたら、始末に行かんで、私は枢密院に出した以上は、枢密院に可決して貰わなければ困る」と倉富勇三郎本人に伝えて別れたという。こうして、倉富勇三郎の申し出を拒絶した若槻礼次郎は、あくまでも台湾銀行救済緊急勅令案が、枢密院で可決されることにこだわったのであった（若槻、1950、pp.326-327）。

若槻礼次郎は4月15日の早朝にも、枢密院議長の倉富勇三郎のもとを訪れ、台湾銀行救済緊急勅令案を通すよう懇請した。この政府側からの政治工作に対応すべく、倉富勇三郎は枢密院副議長の平沼騏一郎と会談を持ち、同緊急勅令案を審議にする委員会について協議した（岡・林編、1959、p.565）。

此日（4月15日…西尾）早朝若槻首相は倉富枢密院議長を訪ひ、緊急勅令に依る外已むなき事情を語り、懇請する所あり、次いで倉富議長は平沼副議長を訪ひ、該案の委員長として処理の任に当らんことを請ひたり。平沼男は自分が委員長となるは能いが、自分がやれば否決するかも知れず、それでも宜しきやと答へ、議長は之を肯諾し、審査委員の顔振れを左の如く協議決定したり。

委員長 平沼騏一郎

委員 伊東巳代治伯、久保田譲男、石黒忠恵子、内田康哉伯、松室致氏、江木千之氏、田健治郎男、荒井賢太郎氏

枢密院議長の倉富勇三郎と同副議長の平沼騏一郎が協議した結果、台湾銀行救済緊急勅令案を審議する委員会の構成が決定した。この委員会の委員長には枢密院副議長の平沼騏一郎が就任し、伊藤巳代治や田健治郎、荒井賢太郎を含む8人の委員も同時に選出された。4月15日に発足した委員会の委員長に就任した平沼騏一郎は、台湾銀行救済緊急勅令案を否決する可能性があることを、すでにこの段階で倉富勇三郎に示唆していた。

こうして、台湾銀行救済緊急勅令案についての枢密院における審議が開始された。この審議の決定過程については、多くの先行研究で明らかにされておりであるため、その経緯についての説明はここでは割愛し、その結果についてだけ簡単に述べておこう¹⁹⁾。4月17日、若槻礼次郎内閣によっ

て行われた枢密院への政治工作は失敗し、浜口雄幸内務大臣が牽引した政治工作は、「反対多数で否決され」ることとなった（安藤編、1965、p.29）。

同緊急勅令案が、枢密院によって否決された過程については一旦置いておくこととして、ここでなぜ浜口雄幸内務大臣は、表決によって台湾銀行救済緊急勅令案を可決することが出来ると考えていたのかという疑問が生じる。枢密顧問官であった田健治郎の日記には、この緊急勅令案の決定過程において、政府側が「三四顧問官に懇請、委員会の決議を覆すことを企図」したにもかかわらず、「一人の之れに応ずる者無く、遂に此の惨敗を観る」に至ることとなったとある（櫻井他編、2016、p.343）。これはつまり、浜口雄幸内務大臣を中心として枢密院へ政治工作をかけていた内閣サイドは、3～4人の顧問官を政府側へひっくり返すことで委員会の決定を覆し、同案を成立させることが出来るとの「とらぬ狸の皮算用」をしていたということを示している。

では、浜口雄幸や若槻礼次郎たちは具体的に誰を政府側へ転ばせようと考えていたのであろうか。ここで、同緊急勅令案が否決された当日の表決に注目し、具体的な名前を確認しながら、その皮算用の内実について考察しておこう。表1から枢密院における本会議当日の表決を抜き出すと、賛成と反対の人員構成は次のようになっている。

当日の表決

賛成：若槻礼次郎首相、宇垣一成陸相、財部彪海相、幣原喜重郎外相、浜口雄幸内相、
安達謙蔵逓信相、江木翼法相、片岡直温蔵相、井上匡次郎鉄道相、町田忠治農林相、
藤沢幾之輔商工相（合計11票）

反対：平沼騏一郎（副議長）、伊東巳代治、金子賢太郎、久保田譲、平山成信、石黒忠恵、
有松英義、中村雄次郎、山縣伊三郎、山川健次郎、黒田長成、古市公威、松室致、江木千之、
内田康哉、八代六郎、櫻井錠二、田健治郎、荒井賢太郎（以上顧問官）（合計19票）

枢密院における台湾銀行救済緊急勅令案の表決は、賛成11、反対19という結果であった。先行研究ではこの結果のみに着目し、若槻礼次郎内閣や政治工作を主導した浜口雄幸の政治的な大敗北が決定したことを主張する論拠となるのであるが、ここでは政治的勝敗といった視角を一端脇に置き、この表決から見えてくるもう一つの側面に注目しておきたい。

同緊急勅令案の表決の数字に着目すると、賛成が11名、反対が19名であったということは、反対している人物のうち少なくとも4名を賛成にひっくり返せば、表決は賛成15、反対15の同数に持ち込むことが可能であったということである。実際には、政府側の岡田良平文相が離反して欠席しているのであるが、それがなければ賛成は12名となる筈であった²⁰。また、賛成と反対を同数にすれば、同案

19) 「はじめに」でも述べたとおり、当該緊急勅令案をめぐる審議の決定過程については、増田知子（1984）で先鞭がつけられて以降の望月雅士（1996）を起点とする研究群で、その政治過程に焦点を当てる研究が行われている。小山俊樹（2012）では、政党内閣期の財政と緊急勅令に関する問題の一環として考察が行われた。川上寿代（2001）でも、望月雅士（1996）と同様のことが述べられている。

の採否は枢密院議長の倉富勇三郎が一人で決定を下すかたちに持ち込むことが出来る。つまり浜口雄幸を中心とする若槻礼次郎内閣側は、4名の枢密顧問官を自陣へ引き込むことが出来れば良かったのである。若槻礼次郎たちが、倉富勇三郎に脅迫まがいの説得を行ったのは、このことを重視していたからであろう。

そして若槻礼次郎内閣側は、上述したとおり浜口雄幸を中心に枢密顧問官への政治工作と票読みによって、枢密院での同案の審議を突破しようと画策していたため、当然同案以前の本会議への枢密顧問官の出席者数も意識していたはずである。そのため、枢密院の本会議に枢密顧問官がどの程度出席あるいは欠席しているものであったのかを、ここで確認しておこう。次頁の表3は、荒井賢太郎が枢密顧問官となった1926（大正15）年10月以降の枢密院本会議への枢密顧問官の出欠状況をまとめた表である。

表3によると、皇室に関することが議題に上がっていた大正天皇の国葬令について審議された1926（大正15）年10月13日、南北朝正閏論に関わる長慶天皇の皇列についての審議が行われた同年10月20日の枢密顧問官の出席者数は20名に上っていたが、それ以外はそれ程の人数が出席していなかったことが分かる。また、この2回の20名は、枢密院顧問官の母数が台湾銀行救済緊急勅令案の審議時よりも2名多い人数であった。そして、それ以外の審議への枢密顧問官の出席は、多い時で18名、少ない時には13名という状況であった。

4月17日に行われた枢密院の審議には、20名の顧問官が参加しているが、浜口雄幸らが票固めの政治工作を行っている段階では、このことは誰にも分からない²¹⁾。そのため、票読みを行う上では、当然直前の審議への出席状況を意識されていたと推察される。このことを踏まえて考えてみると、仮に4月17日の審議に出席する枢密顧問官の人数を18名と見積もると、審議以前の段階で4名の枢密顧問官を懐柔しておけば、同緊急勅令案への賛成が政府と枢密院側を合して15名、反対が14名となる。多数決の勝敗は、1票でも差が出れば勝利するという単純なルールである。枢密院での審議を政治闘争であると思いついた浜口雄幸たちが、枢密顧問官のうち4名をひっくり返すことに腐心したのは、数字的には妥当なことであった。

では、反対から賛成に鞍替えさせることが企図されていた、4名の人物とは誰であったのであろうか。若槻礼次郎内閣側がひっくり返そうと考えた人物を特定するために、最大の手掛かりとなるのは先に引用した「政府は此間に縁故を辿り枢府の諒解を得ることに腐心し」たとの述懐である（岡・林編、1959、p.566）。つまり、枢密院の中にいる人物のうち政府側の閣僚や関係者と縁故がある人物が、政府からの政治工作をかけられ、ひっくり返ることを期待されていた人物であったということとなる。

それを踏まえて、台湾銀行救済緊急勅令案に反対した人物に焦点を当てると、次のようなことが分かる。まず、総理大臣の若槻礼次郎と縁故があるのは、東京帝大法学部の同窓で且つ大蔵省の元同僚

20) 岡田良平の弟は一木喜徳郎で、1925（大正14）年3月まで枢密院副議長であったが宮内大臣に就任したために、枢密院を離れた人物であった。

21) この日の欠席者4名のうち、現役の大立館大学長であった富井政章以外の3名は、中村雄次郎は1928（昭和3）年10月20日に、井上勝之助は1929（昭和4）年11月3日に、九鬼隆一は1931（昭和6）年8月18日に死去している。

【表3】 枢密顧問官の出欠状況（大正15年10月から昭和2年4月まで）

日付け	4月22日	4月17日	4月9日	3月30日	2月9日	2月2日	12月25日	11月10日	11月3日	10月20日	10月13日
倉富勇三郎	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○
平沼騏一郎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
九鬼 隆一	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
伊東巳代治	○	○	×	×	×	×	×	○	○	○	○
金子堅太郎	×	○	○	×	×	×	○	○	○	○	×
久保田 譲	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	×
富井 政章	×	×	○	×	×	○	○	○	×	○	○
井上勝之助	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×
平山 成信	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○
石黒 忠恵	○	○	○	○	×	×	×	×	×	○	○
有松 英義	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×
珍田 捨巳	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
中村雄次郎	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○
山縣伊三郎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
山川健次郎	○	○	×	×	○	○	○	×	○	○	○
武井 守一	△	△	△	△	△	△	△	×	×	×	×
大森 鍾一	△	△	△	△	×	×	○	○	×	○	○
黒田 長成	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○
古市 公威	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○
松室 致	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
江木 千之	○	○	○	×	○	○	×	○	○	×	○
内田 康哉	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
八代 六郎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
田 健治郎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
荒井賢太郎	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○
出席者数	18	20	16	13	14	16	18	18	18	20	20
欠席者数	6	4	8	11	11	9	7	8	8	6	6

出典) 国立公文書館所蔵(1988)(1992)による。

注1) 出席者数には議長・副議長を含む。

注2) 武井守一は大正15年12月4日に、大森鍾一は昭和2年3月3日に死去した。

の荒井賢太郎である。加えて、若槻礼次郎が第2次大隈重信内閣で大蔵大臣を務めた際に、海軍大臣として入閣していた八代六郎も、縁故を持つ人物であるといえる。次に、大蔵次官の田昌と縁故があるのはその叔父である田健次郎で、司法大臣江木翼と縁故があるのはその義理の父である江木之幸である。枢密顧問官のうち、この4名が若槻礼次郎内閣の関係者と縁故のある人物であったといえよう。若槻礼次郎を中心とする政府サイドは、この4名を政治工作によって自陣営に引き込むことを画策していたと推察できる。

結果から言えば、このような政府サイドの政治的な画策は、とらぬ狸の皮算用となった訳であるが、

若槻礼次郎はこの時のことを次のように振り返っている。

その時、枢密院は長い間休んでいた病人まで駆り出したので、蒼い顔の顧問官が少なくなかった。政府も閣員全部出席したが、僅か十人ばかり、枢密院の方は二十何人で、とうとう政府案は否決された（若槻、1950、pp.328-329）。

表3などを見ても分かるように、この若槻礼次郎の証言には瑕疵があるので補足しておこう。実際に4月17日の枢密院の本会議に出席したのは、上述のとおり政府側は岡田良平文部大臣を除いた閣僚11名、枢密院側からは議長の倉富勇三郎を除いて19名であった。若槻礼次郎が、「枢密院の方は二十何人」としているのは、議決権のない書記官まで含めた人数であろう。

以上の検証から分かるように、台湾銀行救済緊急勅令案をめぐるのは、浜口雄幸内務大臣が票読みを指示したために、若槻礼次郎内閣の関係者らは枢密院の多数決を自分たち側にひっくり返せばよいと判断したのであった。枢密院の審議に、1・2票差でよいから勝てばよいというパワーゲームの論理を持ち込もうとしたのである。

上述したように、枢密院は本来政治闘争を行う場ではないために、憲政会側が仕掛けたこの政治工作は見当外れなものであった。しかしこの時憲政会側が、政治闘争を行う場であると決め込みパワーゲームを仕掛けてしまったために、これが枢密院の審議に政治闘争を持ち込む先例となってしまったのである。実際には、政治闘争であると声高に騒いだのは憲政会側のみであり、このような政治的な動きを見せる政府に対し枢密院の側は、一貫して若槻礼次郎内閣に政策に関する議論や提案を持ちかけていたのであった。

以上の検証を通じて、この一件は若槻礼次郎を中心として政府を形成していた憲政会側が、政治闘争とみなしそう主張する一方で、枢密院の側は一貫して行政手続き上の手順について解説しており、両者間で平行線をたどっていたということが明らかとなった。しかし、「はじめに」でも言及したように、この一連の騒動の顛末については史実を分析する歴史学の研究者たちも、一定数が政治闘争であるとの結論に引っ張られている。なぜ研究者たちは、このような結論に引っ張られたのであろうか。ここで、この疑問点について考えておこう。

この疑問について解決の糸口になるのは、宇垣一成の日記に書かれた同緊急勅令案をめぐる記事の内容である。宇垣一成は、第1次若槻礼次郎内閣で陸軍大臣を務めた。この宇垣一成の日記は、伊藤隆（1969）が刊行された前年の1968年にみすず書房から出版されたものである。この日記によると、同緊急勅令案が否決された理由として、枢密院が同内閣の行った外交政策を嫌い、倒閣運動を働くために同緊急勅令案に反対したとの宇垣一成の見解が示されている²²⁾。

内閣の一員であった宇垣一成のこの見解に基づいて、外交政策に反対する枢密院が倒閣のために緊

22) 宇垣一成（1968、p.567）には、「枢府の反対は表向は憲法擁護なるも裏面の消息によれば軟弱外交の政府を倒すの目的より一致反対に出しなりと。夫れ、或は然らん!! 伯伊東の議論は辛辣を極めたりしも、聊か品の悪しき不快の感を起さしめたり。（四月十八日）」と記述されている。

急勅令の件で横車を引いたとして、当時の政局を位置づけるならば、それは不適切なことで歴史的な事実として正しいことではない²³⁾。しかし、陸軍大臣であった宇垣一成の周囲にいた憲政会や第1次若槻礼次郎内閣の関係者が、当時下していた情勢判断の表出の一部としてみるならば、この資料を検証する意義はあろう。

その宇垣一成の日記に書かれた意見で注目すべきは、次に引用する部分である。

真の諒解運動には余は其の知識を有せず、拌み倒し運動は陋且弱し、として余は十六七日の頃運動参加を辞退せり。度胸と決意!!

最後の閣議席上余は、枢府の否決に対して反駁の緊急意義を上奏して聖断を仰げ、枢府の意見に屈服するは将来に悪例を貽すもの、として首相に進言せしも、彼れは、余は夫れを押切る丈けの力なし、として辞意切なるものありしを以て不得止辞表捧呈に同意せり。(四月二十日)(宇垣、1968、p.567)

この記事は、後の時代から昭和金融恐慌を振り返って、この出来事を歴史的なターニングポイントと位置づける評論として存在するものであるならば有り得る文章であろう。また、宇垣一成が政府が枢密院の意見に屈服することが、将来的に禍根を遺すことになったと分析していることは、卓見であるといえよう。しかし、この時宇垣一成は内閣の陸軍大臣という当事者の1人であるため、この感想を同時代的にもっていることは、著しく偏っている。

宇垣一成は、第1次若槻礼次郎内閣で起きた緊急勅令案をめぐる一件で、憲政会が枢密院との政治闘争を強調したように、今後枢密院が自覚的にその権能を政治利用し、政府に圧力をかける可能性があることを懸念したのである。つまり、同緊急勅令案の採否をめぐって憲政会側が、枢密院が政治闘争を行ったとの陰謀論を流布したために、枢密院や対立政党の政友会やその他の対抗勢力が、枢密院での審議を政治利用できる可能性があるとの示唆を世に知らしめてしまう結果になったのである。そして宇垣一成が予見したように、同緊急勅令案の成立をめぐって、若槻礼次郎首相率いる憲政会が枢密院の態度について殊更に政治闘争であると騒ぎ立てた結果、事後的に枢密院での審議が政治闘争の場として利用されるようになっていったのである。

後に、ロンドン海軍軍縮条約の締結をめぐって枢密院との間で丁々発止の議論を交わした幣原喜重郎は、「枢密院がいろいろ政局に干与したり、倒閣運動をやったりするのは、ごく一部の人がやることで、全部の人がそうなんじゃない」と証言している(幣原、1951、p.124)。この回想は、第1次若槻礼次郎内閣時の緊急勅令案をめぐる顛末をも含めてのものであろう。しかし若槻礼次郎たちは、枢密院のほとんどの関係者がさも倒閣運動や政治闘争を行っているとの主観に支配されて、やらなければ

23) 北岡伸一(1999、p.54)では、「枢密院の態度に決定的な影響を及ぼしたのは、金融問題よりもむしろ中国問題であった…中略…南京事件に対する幣原外交に、枢密院で実権を握っていた伊東巳代治は強い不満を持っていたのである。枢密院本会議で、伊東は、本来の金融問題ではなく中国問題に対する若槻内閣の取り組みについて、天皇の前で公然と非難を行」ったとして、史料批判なしに宇垣一成の見解を歴史的な事実として位置づけている。

ならない行政手続きさえも等閑にしてしまったのであった。そして後の歴史家たちも、この考えに引っ張られ、歴史的評価を下してしまったのである。

6. おわりに

本稿では、これまで政治的対立や憲法論争に基づいて分析されてきた昭和金融恐慌時の緊急勅令について、その経済政策としての側面および行政手続の点に焦点をあてながら再検討をおこなった。第一節での先行研究の整理、第二節での昭和金融恐慌の概要紹介につづいて、第三節では枢密院の構成を提示した。枢密院は様々な分野の専門家の集まりであり、昭和金融恐慌時の金融・経済状況に専門的に答えられる人材は、荒井賢太郎ただ一人であることが分かった。若槻礼次郎の帝国大学法科での同窓であり、大蔵省での同期でもあった。ただし、成績では常に後塵を拝し、官僚としてのポストでも大凡は若槻礼次郎よりも遅れて、結果的に低いポストに終わっていた。

そのような専門性の高い人材がいたという視点を踏まえ、第四節では枢密院の状況を再確認した。すると、従来、内閣を糾弾する長演説として知られてきた伊東巳代治の発言にも、彼一人では作成できない経済的な現状把握に基づく文章が含まれていた。枢密院では、第1次若槻礼次郎内閣の経済政策について、様々な専門性の点から疑問が投げかけられていたのであり、それを踏まえて台湾銀行救済緊急勅令案に難色を示した。それとともに、経済政策としてより適切なモラトリアム案を提示することで、当時の経済的な難局にあたらうとしたのであったが、帝国大学法科を首席で卒業したトップエリート若槻礼次郎が率いる内閣はこれを拒否したのであった。

第五節では、枢密院の審議について行政手続き上の説明を加えることで、それが政治的なものでなかったことを明らかにしている。勿論、平沼騏一郎のように政治問題化させようとする者もいたかもしれないが、それは少数派であった。枢密顧問官らは、憲法と勅令や法律との関係を考えていただけではなく、政策の内容まで踏み込んだチェック機能を果たしていたことが確認された。ところが、第1次若槻礼次郎内閣の面々は、単に行政手続き上の指摘をおこなっているに過ぎない枢密院の返答に対して、政治問題化させているという感想を抱いてしまった。そのため、政治問題でもないものを政治問題として捉え、政治的な解決を図るためにパワーゲームに持ち込んだために、結果として多数決で敗れたのであった。

再び研究史を鳥瞰しておく、昭和金融恐慌時の緊急勅令をめぐる各々の学術的に専門性の高い分野で、その専門性に依拠した分析視角から研究が行われてきた。具体的には、法学や政治学の分野からは当該期の憲法論争に焦点を当てた分析がなされ、経済学の分野からは当該期の経済状況や政策に注目した検証が行われてきた。加えて、日記などの個人の主観に基づいた媒体に依拠し、歴史を再構成することを重視する人文学の研究分野からは、伊藤隆（1969）から始まり川上寿代（2001）に帰結するように、この問題を安直に政治的闘争であると位置づけたのであった。そのため、若槻礼次郎らの主観的な情勢分析に引っ張られてしまったのである。

本稿をまとめるに当たり、もう一度政治史的な流れに目を向けておこう。第1次若槻礼次郎内閣の

緊急勅令による経済政策の遂行を鋭く批判した1人は、美濃部達吉であった。美濃部達吉は、枢密院を明治憲法の制度上違憲なものであると位置づけ、枢密院が存在することに批判的なことでも著名であった²⁴⁾。その美濃部達吉(1930, p.120)においてさえも、「議会開会中に既に適当な手段を講ずべき筈であつた、然るに議会開会中はその手段を取ら」なかつた第1次若槻礼次郎内閣や憲政会が、議会閉会後に「何等予期せられない事件の発生」もないのにかかわらず、「遽に此の如き非常手段」つまり緊急勅令案をもって、経済的な政策を実現しようとした対応を批判した。そして、内閣のこの態度は、「憲法の許さないところとみるのが当然である」と評価した。

美濃部達吉は、同緊急勅令案をめぐる一連の騒動を、枢密院が政治に容喙することの是非を問う以前の問題であると判断していた。そして、第1次若槻礼次郎内閣が議会開会中に経済についての議論を尽くさず、緊急勅令によって政策を遂行しようとしたことこそがこの問題の根幹であり、そのこと自体が憲法の許容することではないと評価していたのである²⁵⁾。枢密院の違憲性を検証している憲法学者の美濃部達吉でさえも、台湾銀行救済緊急勅令案をめぐることは、枢密院と対立した内閣の方に非があるとみなしていた。ここで注目しておきたいのは、美濃部達吉も繰り返し指摘している、第1次若槻礼次郎内閣が議会の開会中に対策を講じなかつたという問題点についてである。

本稿で検証してきたように、第1次若槻礼次郎内閣は金融恐慌という国家的な経済危機に際し、臨時議会を開催して立法に関する議論を行うことを徹底的に回避し、枢密院に諮り緊急勅令を制定することによって対応しようとした。だが結果として、この試みは実現しなかつた。そして、この議会で議論を尽くさなかつた内閣の選択は、美濃部達吉の批判からも分かるように同時代的にも批判を受けていた。その根底には、政府を形成した若槻礼次郎ら憲政会側が、同政策の制定過程において政治闘争が頻発しているとみなし、それらが政局に影響することを懸念していたことがあつた。そして、この緊急勅令案の試みは、結果として失敗し内閣は総辞職することとなつたのであつた。

だが、若槻礼次郎たちはなぜ頑なにまでに議会を開催して政策に関する議論を行うことを避けたのであろうか。最後に、本稿で行ってきた分析に政治史的な位置づけも与えて、まとめとすることしよう。一体なぜ、帝国大学法科のトップエリートが、政策論争を政治闘争と錯誤し、内閣総辞職へと突き進んだのであろうか。第1次若槻礼次郎内閣期の特徴は、政党間でのむき出しの権力闘争にあつたという(伊藤、1989, p.289)。政党間の泥試合は、憲政会・政友本党・政友会の三つ巴の様相となり、これら三党の政権争いが熾烈を極める中で反対党の汚職や贈収賄を攻撃する傾向が強くなつていくことも特色の一つであつた(金原、1981, p.109)。伊藤隆(1989)や北岡伸一(1999, p.54)とい

24) 美濃部達吉の枢密院批判は、1927年に『国家学会雑誌』に掲載され、美濃部達吉(1930)に所収された「枢密院論」において展開されたことでも有名である(美濃部、1930, pp.63-128)。この論考とその後の美濃部達吉の言動が、政局と枢密院に与えた影響については増田知子(1999, p.117)でも注目されているが、第1次若槻礼次郎内閣下での緊急勅令案をめぐる問題に関しては深入りされていない。

25) 加えて、同緊急勅令案の枢密院での否決後に起きた内閣総辞職を含む日本社会の政治的・経済的な混乱は、若槻礼次郎内閣の責任であると位置づけられた。美濃部達吉(1930, p.121)によると、「仮令それがその否決の結果であるとしても、之を否決せざるを得なかつたのは、政府が此の如き急迫の事情に迫つて居るにも拘らず議会開会中に於いて適當の手段を講じなかつた結果であつて、その責任は寧ろ政府に帰すべく、之を違憲なりとする者に帰すべきではないであらう」と述べられている。

たこれまでの研究でも、各党が相互にスキャンダルの暴露合戦を行うというかたちで政治闘争に明け暮れていたことに焦点を当て、その闘争の様子が政治過程とし検証されてきた。

ここでは、第1次若槻礼次郎内閣時に政党間の闘争の一環として暴露されたスキャンダルのうち、それぞれ怪文章や怪写真が乱れ飛んだ2大事件である①松島遊郭事件と②朴烈・金子文子怪写真事件に着目する。そしてそれらが議会にどのような影響を与え、どう扱われていたのかについて焦点を当て²⁶⁾、各事件の概要を先行研究に依拠して簡略にまとめた上で、それらが第1次若槻礼次郎内閣期の政局に与えた影響がどのようなものであったのかについて考えていこう。

まずは、①松島遊郭事件である²⁷⁾。松島遊郭事件は、松島遊郭問題あるいは松島遊郭移転事件とも呼称される。松島遊郭は、大阪市の発展に伴って風紀や都市計画上他への移転を企図された遊郭であった。この遊郭の移転に関連する疑獄と称して、各方面に怪文章がばらまかれるなどの騒動が起きていた(金原、1981、pp.109-110)。

そして、この遊郭の移転と誘致活動に関連し巨利を得ようとした土地会社が、政治資金を餌に政友会の幹事長であった岩崎勲や憲政会総務で同政党の長老であった箕浦勝人に働き掛け、政界を巻き込み引き起こされた贈収賄事件が、松島遊郭事件であった。この事件に関しては、箕浦勝人がそれまで世間に与えてきた清廉潔白な人物像も騒動を激化させる要因となった。この事件は1926(大正15)年2月に発覚した事件であるが、収賄に憲政会の幹部が関わっていたために、第1次若槻礼次郎内閣にも飛び火し首相を含む政府首脳らも尋問を受けることとなり、政治責任も追及されるまでに至った(北岡、1999、pp.48-49)。

次に②朴烈事件である²⁸⁾。朴烈事件は、関東大震災時の流言をもとに東京を中心とした日本各地で朝鮮人が弾圧迫害に遭うといった状況下で、1923(大正12)年に朝鮮人の朴烈とその内縁の妻である金子文子が爆弾を入手し、天皇や皇太子の暗殺を企図したとして検挙された。3年にわたる司法当局の取り調べの後、1926(大正15)年3月に朴烈と金子文子には大審院において大逆罪で処断され死刑が求刑された。この時求刑された刑は、4月には大赦によって無期懲役に減刑された(北岡、1999、p.49)。

判決宣告から数か月を経た7月末ころ、東京地裁予審調居室で担当予審判事の立松懐清が撮影した、朴烈が金子文子を膝に乗せて抱いている写真が、出所不明の文章と共に印刷流布される事件が起こった。この写真は、取り調べに際して朴烈らを懐柔するために撮らせたものとも言われている(北岡、1999、pp.49-50)。この事件は、朴・金子怪写真事件とも称された。この怪写真が流布されたスキャンダラスな事件を受けて、第52帝国議会では野党の政友会と政友本党が協力して、憲政会が組織した第1次若槻礼次郎内閣を攻撃し、事態は内閣不信任案が上程されるまでに悪化した。

第1次若槻礼次郎内閣期に起きたこの2大スキャンダルについては、第52回帝国議会の政治過程に及ぼした影響が甚大であったと位置づけられている(河島、2017、pp.16-18)。また、朴烈事件は小川平吉率いる政友会が、憲政会を陥れるべく右翼の北一輝と徒党を組んで、反政府攻撃の強力な武器と

26) 金原左門(1981、pp.109-113)でも、これらのスキャンダルが政局に与えた影響について考察されている。

27) この事件に関して、本文中で特に断りがない場合には、大島美津子(1970)による。

28) この事件に関して、本文中で特に断りがない場合には、許世楷(1969)による。

して使用され、松島遊郭事件はこの流れにさらに拍車をかけるものであったという評価もある（松尾、1976、pp.86-89）。政友会だけではなく、床次竹次郎率いる政界風見鶏の政友本党も、この2大スキャンダルを政治問題に波及させたくないという憲政会の申し入れを拒否し、政友会と組んで政治問題化させたのであった（中村、1982、pp.40-41）。

このように、帝国議会は政策を議論する場ではなく、虚実不明なスキャンダルをめぐって乱痴気馬鹿騒ぎを繰り返す場へと変貌を遂げていたのであった。第1次若槻礼次郎内閣期には、政策とは関係のないスキャンダルを野党が叩いて議会で大騒ぎをするという「非政策的なレベルでの激しい政争」も存在していた（河島、2017、p.18）。そしてこれらのスキャンダルをめぐり、議会において恰もそれらが政治的に重要な決定課題かのように騒がれていたのであった。

台湾銀行救済緊急勅令案は、このような政治的な背景の中で上程されていた。第1次若槻礼次郎内閣や与党の憲政会を中心に、議会での政策討論を忌避しようとしたのは、このためであった。そして、議会での政策討論を求める枢密院の中から、政友会に近い平沼騏一郎にスポットライトをあて、政治闘争が行なわれていると大騒ぎに騒いで狂態を晒したのであった。

その実態は、第1次若槻礼次郎内閣の経済政策が、不十分だと指摘されていただけであったのだが、トップエリートの自負がある若槻礼次郎や浜口雄幸らには、それは伝わらなかった。そして、同緊急勅令案の枢密院での否決後に起きた内閣総辞職を含む日本社会の政治的・経済的な混乱は、第1次若槻礼次郎内閣の責任であると位置づけられ、倒閣は枢密院の手柄だとみなす人々が登場した。こうして逆説的な話ではあるが、第1次若槻礼次郎内閣で起きた緊急勅令案の採決をめぐる一連の騒ぎによって、本来的には政治的な対立の舞台ではなかった枢密院の政治性を高める結果を招いたのであった。

参考文献

- 安達峰一郎記念財団編（2009）『安達峰一郎、人と業績』安達峰一郎記念財団
 安藤良雄編著（1965）『昭和政治経済史への証言』上、毎日新聞社
 安藤良雄ほか編（1980）『昭和経済史』上、日本経済新聞社
 雨宮昭一（1981）「田中（義）内閣」林茂・辻清明編『日本内閣史録3』第一法規出版
 石井寛治（2000）「戦間期における金融危機」石井寛治・杉山和雄編『金融危機と地方銀行』東京大学出版会
 伊藤隆（1969）『昭和初期政治史研究』東京大学出版会
 伊藤隆（1989）「中間内閣と政党内閣」井上光貞ほか編『日本歴史大系5 近代Ⅱ』第三章 山川出版社
 伊牟田敏光（1980）「日本金融構造の再編成と地方銀行」朝倉孝吉編『両大戦間における金融構造』御茶の水書房
 宇垣一成（1968）『宇垣一成日記1』みすず書房
 浦上新吾編（1903）『立身到富信用公録』13輯、国鏡社
 江口圭一（1989）『大系日本の歴史14 二つの大戦』小学館
 大蔵省大臣官房調査企画課編（1977）『大蔵大臣回顧録』大蔵財務協会

- 大島美津子（1970）「松島遊郭移転事件」我妻栄ほか編『日本政治裁判史録 昭和・前』第一法規出版株式会社
- 岡義武・林茂編（1959）『大正デモクラシー期の政治 松本剛吉日記』岩波書店
- 緒方康二（1982）「明治とデザイン」『デザイン理論』21号
- 加藤俊彦（1957）『本邦銀行史論』東京大学出版会
- 金原左門（1981）「第1次若槻内閣」林茂・辻清明編『日本内閣史録3』第一法規出版
- 川上寿代（2001）「台湾銀行救済勅令問題と枢密院」『日本歴史』641号
- 河島真（2017）『戦争からファシズムへ』吉川弘文館
- 北岡伸一（1999）『日本の近代5 政党から軍部へ』中央公論新社
- 許世楷（1969）「朴烈事件」我妻栄ほか編『日本政治裁判史録 大正』第一法規出版株式会社
- 国立公文書館所蔵（1988）『枢密院会議議事録』42巻、東京大学出版会
- 国立公文書館所蔵（1992）『枢密院会議議事録』43巻、東京大学出版会
- 小山俊樹（2012）「政党内閣期の財政的緊急勅令と枢密院」『二十世紀研究』13号
- 櫻井良樹ほか編（2016）『田健治郎日記6』尚友倶楽部
- 幣原喜重郎（1951）『外交五十年』読売新聞社
- 竹澤正武（1968）『日本金融百年史』東洋経済新報社
- 武田晴人（1992）『帝国主義と民本主義』集英社
- 戸原四郎（1963）「第十五国立銀行」加藤俊彦・大内力編『国立銀行の研究』勁草書房
- 中村隆英（1993）『昭和史 I 1926-45』東洋経済新報社
- 中村政則（1982）『昭和の歴史第2巻昭和の恐慌』小学館
- 西尾典子・宮地英敏（2015）「御徳炭鉱にみる海軍予備炭田の実態」『地球社会統合科学』21-1・2号
- 日本銀行調査局編（1969a）『日本金融史資料 昭和編24巻』大蔵省印刷局
- 日本銀行調査局編（1969b）『日本金融史資料 昭和編25巻』大蔵省印刷局
- 秦郁彦編（2005）『日本陸海軍総合事典 [第2版]』東京大学出版会
- 秦郁彦編（2002）『日本近現代人物履歴事典』東京大学出版会
- 原朗（1987）「景気循環」大石嘉一郎編『日本帝国主義史2 世界大恐慌期』東京大学出版会
- 深井英五（1953）『枢密院重要議事覚書』岩波書店
- 増田知子（1984）「政党内閣と枢密院」近代日本研究会編『年報近代日本研究6 政党内閣の成立と崩壊』山川出版社
- 増田知子（1999）『天皇制と国家』青木書店
- 松尾尊兌（1976）「政友会と民政党」『岩波講座日本歴史19 近代6』岩波書店
- 美濃部達吉（1930）『現代憲政評論』岩波書店
- 宮地英敏（2018a）「金融恐慌下の十七銀行の状況と安田銀行」『経済学研究（九州大学）』85-4号
- 宮地英敏（2018b）「針尾島と三川内焼」北澤満編『軍港都市史研究V 佐世保編』清文堂出版
- 望月雅士（1996）「金融恐慌をめぐる枢密院と政党」『社会科学討究』42巻3号
- 百瀬孝（1990）『事典 昭和戦前期の日本』吉川弘文館

山崎廣明（2000）『昭和金融恐慌』東洋經濟新報社

若槻礼次郎（1950）『古風庵回顧録』読売新聞社

宮地 英敏〔九州大学附属図書館付設記録資料館 准教授〕

西尾 典子〔田川市石炭・歴史博物館付属研究所 研究員〕